

水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第8号

水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を改正する規程

水道料金等の徴収又は収納事務委託に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委託の範囲)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>管理者</u>は、必要に応じ、前項の事務の全部又は一部を委託することができるものとする。</p> <p>(委託の相手方)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) <u>個人情報</u> (<u>京都市個人情報保護条例</u> <u>第2条第1号</u>に規定する個人情報をいう。以下この号において同じ。) の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることができること。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(徴収事務従事者)</u></p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(委託の範囲)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>京都市公営企業管理者上下水道局長</u> (以下「<u>管理者</u>」という。) は、必要に応じ、前項の事務の全部又は一部を委託することができるものとする。</p> <p>(委託の相手方)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) <u>個人情報</u> (<u>個人情報の保護に関する法律</u> <u>第2条第1項</u>に規定する個人情報をいう。以下この号において同じ。) の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じることができること。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(徴収事務等従事者)</u></p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)